

令和2（2020）年度

事業計画書

社会福祉法人 邦友会

児童心理治療施設

那須こどもの家

目 次

1. 施設運営方針	1
2. 重点事業計画（事業概要・目標）	2
3. 業務執行体制	5
4. 年間事業計画	7

1. 施設運営方針

① 運営理念と運営方針

一人ひとりの子どもが安心と安全感を持ち、温かな人と人とのふれあいが大切にされるような生活環境の中で、情緒の安定を取り戻し、他者や自分への信頼の回復が図れるよう支援する。さらに、適切な教育や様々な心理的活動を通し、子ども自身が自らの課題や問題に取り組む力を引き出し、家族の理解や協力も得ながら、社会生活に対する自信を取り戻せるよう支援する。また大学関連施設の特性も生かし、「心理的問題を抱える児童」に関する様々な課題にも積極的に取り組み、関係機関との連携のもと児童福祉の向上にも貢献する
子どもの最善の利益を確保し、その権利を擁護する。

② 基本方針

《法精神の遵守》

児童福祉法の精神を遵守し、児童の安全で健康な生活を守り、健全な心を育てるため、適切な生活指導方針に基づき、医療・心理療法・教育・栄養指導等、総合的サービスを提供する。

《自主性と自立性の尊重》

一人ひとりの児童の自主性と自立性を尊重し、個性の生かされた生活の実現を支援する。

《プライバシーの保護》

利用者のプライバシーを最大限に守り、家庭的な雰囲気づくりに努める。

《QOL（生活の質）の維持と向上》

利用者が文化的で快適な生活を享受できるよう、生活環境の維持向上に努める。

《地域との連携》

各種行事の開催や地域の催しへの参加を通じて、施設と地域社会との交流を深め、利用者の社会参加を促進するとともに、ボランティアの参加を幅広く受け容れる。

《在宅支援事業の推進》

在宅での心理的問題を抱える児童への心理治療等を実施し、家族・保護者等への相談援助事業を推進し、生活領域の拡大を支援する。

《職員の資質向上》

これらの目標を達成するために、常に人格を陶冶し、職業的研鑽を重ね、施設職員としての倫理性と専門性を確保しながら資質の向上に努める。

《国際医療福祉大学との連携》

国際医療福祉大学との緊密な連携を通じて、その豊富な人的資源を活用して、保健・医療・福祉分野の最新の知識と技術の導入を図っていく。また、実習教育の場を提供することで、将来の医療福祉を担う人材の育成に貢献する。

2. 重点事業計画（事業概要・目標）

① 事業概要

施設の名 称	児童心理治療施設 那須こどもの家		
施設の所在地	栃木県大田原市北金丸2600番地11		
施設許可年月日	平成22年 3 月 31日		
事業開始年月日	平成22年 4 月 1日		
設置・経営主体	社会福祉法人 邦 友 会		
事 業	児童心理治療施設	定 員	35名
	児童心理治療通所事業	定 員	10名
施設の内容	敷地面積 2,948.12 m ²		
	【治療棟】		
	建物面積	1階	500.50 m ²
		2階	500.50 m ²
		3階	360.36 m ²
		計	1,361.36 m ²
	構 造	鉄骨造陸屋根3階建	
	居室		
	区分	2階フロア (男子)	3階フロア (女子、年少男児)
	一人部屋	2室(2人)	3室(3人)
	二人部屋	9室(18人)	6室(12人)
	計	11室(20人)	9室(15人)

② 重点実施計画

- ・生活・心理支援の向上
- ・職員の専門性の向上
- ・入所児童の安定確保
- ・地域との連携と支援

③ 重点実施施策

- ・スーパーバイズ機能とチームアプローチを活かした組織運営
- ・専門的知識と技術に基づいた支援内容の充実
- ・OJT 研修内容の充実と OffJT 研修の積極的参加
- ・大学生、院生等の見学、臨床実習の受け入れと実施、それを通じた職員の安定確保
- ・要対協等のケース会議への参加とコンサルテーションの実施を通じた地域への支援

④ 実施計画

実施目的	実施計画	実施項目
1) 治療的に配慮された生活支援	<ul style="list-style-type: none"> ①個々の子どもの特性に即した的確な自立支援計画のもと、支援を行う。 ②子ども自身が自からの目標を達成できるように、何をなすべきなのか、その方向性を見出せるような支援を行う。 ③共に学び、共に育ち、様々な経験を積むことによって、自立に向けた支援を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ①一人ひとりが本来持っている健康な力を引き出し、自らの悩みや課題に立ち向かい解決が図れるよう支援する。 ②保護者が子どもの問題を正しく理解し子どもに自信を持って関われるよう支援する。 ③基本的な生活習慣や集団生活のルール、他者への思いやり等を身につけるとともに、様々な体験学習を通し達成感を味わうことで社会生活技能を獲得させていく。 ④附属の教育施設として近隣公立学校の分校を敷地内に置き、治療的教育のもとでの通常の学校教育を実施する。
2) QOLを考慮した生活の場づくり	<ul style="list-style-type: none"> ①安全にかつ安心して生活する権利を保障する。 ②人間としての尊厳を守る。 ③その人らしさを尊重する。 	<ul style="list-style-type: none"> ①プライバシーの保護に務める。 ②子どもの意思が尊重された生活の場を作る。(入浴付き添いなど) ③遊びを通じてパーソナリティを育てる
3) 在宅支援と地域との連携を図る	<ul style="list-style-type: none"> ①地域で生活する心理的問題を抱える児童の自立を支援する。 ②ボランティア等を積極的に受け入れる。 ③地域住民との交流を促進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ①専門的心理療法を通所で行う。 ②ボランティアを積極的に受け入れる。 ③心理的問題を抱える在宅児童及びその家族の相談に応ずる。
4) 職員の資質向上	<ul style="list-style-type: none"> ①専門性を生かし、子どもの特性に即した生活支援を提供できるよう研鑽に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ①内外の研修会に積極的に参加する。 ②参考図書を整備する。 ③各種マニュアルを作成し、見直しを行う。
5) 国際医療福祉大学との連携	<ul style="list-style-type: none"> ①大学の人的資源を活用する。 ②保健・医療・福祉分野の人材育成に寄与する。 	<ul style="list-style-type: none"> ①大学教員による施設職員の指導を行う。 ②施設利用者と大学教職員・学生との交流を図る。 ③学生の臨床実習を受け入れ、支援を行う。 ④大学の教員・大学院生等に研究の場を提供する。

⑤ 入所・通所事業計画

<入所>

集団的アプローチと個別のアプローチのバランスを取り、子どもが生活の枠を理解し、規則正しく生活できるよう支援する。

また、主体性を持った子どもの集団づくりを強化し、子ども同士のよりよい生活を支援する。

《実施方針》

(1) 子どもの気づきを大切にした支援

必要以上にトラブル予防はせず、子ども自身が「失敗した」「間違った」と気づいた時にこそ丁寧に関わり、成功に繋げるように支援する。

(2) 小集団での自治的活動の強化

子ども自身が主体となって、よりよい生活環境を作れるように支援する。

(3) 健康的な体作り

医師・看護師・栄養士の助言も取り入れ、運動・食事・睡眠のバランスをとるように努める。

(4) 規則正しい生活

挨拶をする、物を大切に、時間を守る、人の嫌がる事をしない等、生活のルールを守り、皆が気持ちよく過ごせるように、互いに協力する。

(5) 相互理解

互いの長所・短所を認め合い、「相手の身になって考える」力を育てていく。

(6) 生活体験の拡充

外部ボランティアの導入、社会奉仕活動への参加などを勧め、「遊び」「学び」「奉仕」のプログラムを充実させ、生活体験の幅を広げていく。

(7) 関係機関との連携

児童相談所や地域との連携を図りながら、家族への支援・地域の資源活用・相談・支援ネットワーク作りなど在宅復帰への取り組みを行っていく。

(8) 家族への支援

入所児童の家族へ自立支援法の内容や、その必要な手続き等の情報提供を図り、施設を利用するにあたって保護者の理解と協力を得られるよう努める。

(9) 活動内容の充実

日中活動の検討を行い、サービス提供の充実を図る。

<通所>

児童相談所からの委託を受け、発達障害や被虐待児、または不登校・対人関係・感情調整に問題を有する子どもを通所させ、心理士・児童指導員・医師等の援助のもと、子ども・家族の問題解決を図る。また那須こどもの家を退所した子どものアフターケアを行う。

《実施方針》

(1) 心理療法

定期的な面接（心理療法・検査等含む）又はグループワークを行い、子どもに必要なソーシャルスキルや感情のコントロール力の獲得等を促し、子ども及び家族の支援を行う。

(2) 生活支援

個別活動・集団活動を通して子どもの生活支援を行う。

(3) 医療的支援

必要に応じて医師との診療行い、家庭状況の問題点を確認し家族の負担の軽減を図る。

(4) 教育的支援

様々な関係機関に繋げ、教育の機会を確保すると共に家族の負担の軽減を図る。

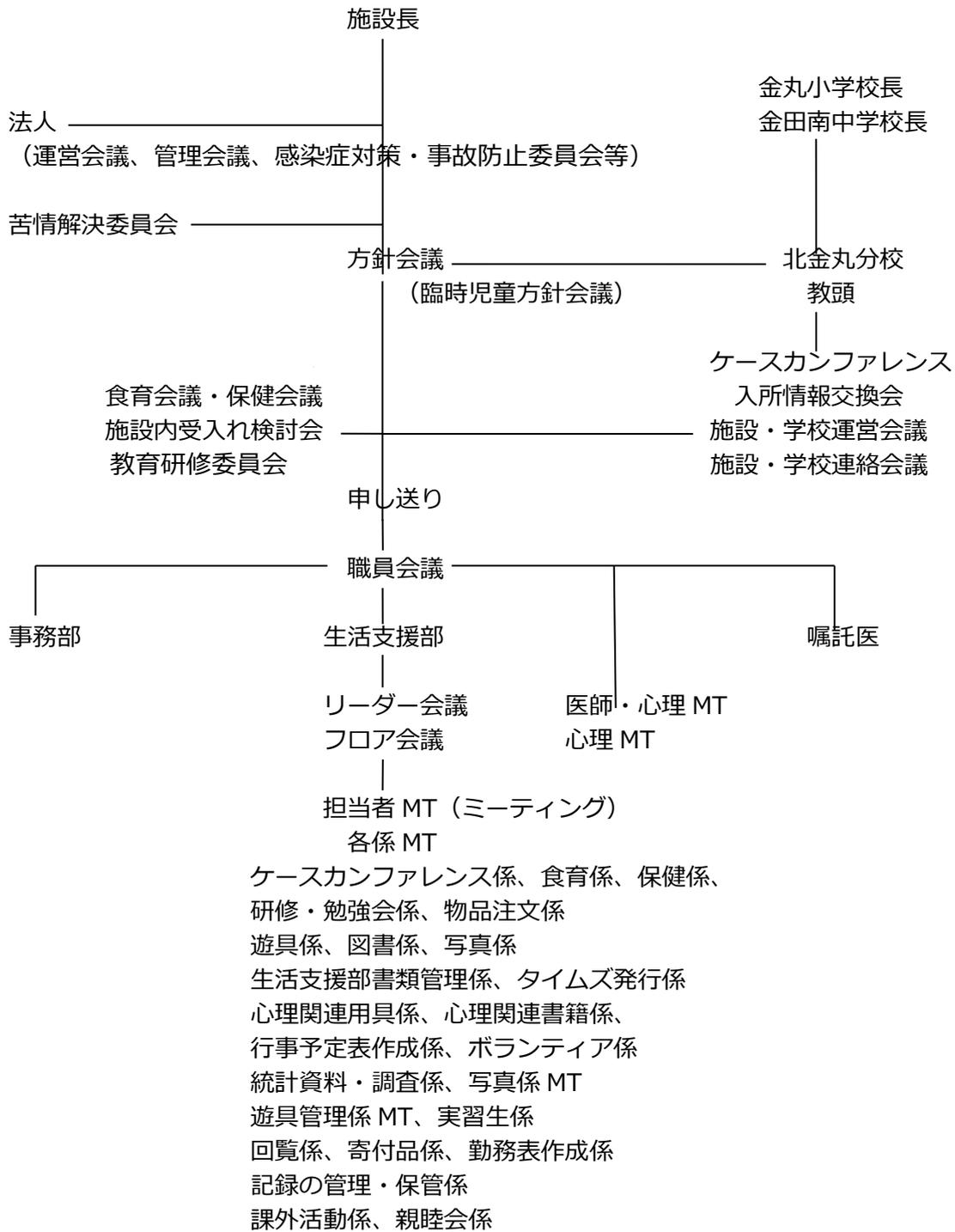
(5) 退所児童のアフターケア

入所していた子どもが退所し家庭復帰をした際、新しい環境（家庭・学校・地域社会等）に速やかに適応していけるように支援する。

(6) 心理士の育成

心理学専攻の大学院学生を年間実習生として受け入れる。担当教員との連携により人材を育成する。

3. 業務執行体制



会議名	構成	開催数	内容
運営会議	管理職・生活支援部 ・事務部・嘱託医師・医 局	月1回 (第4週) 17:00~17: 30	施設運営の把握と運営の検討
管理会議	管理職・生活支援部 ・事務部・医師・医局	毎週金曜日 9:00~9:30	法人・施設運営の検討と推進
方針会議 (臨時児童方針 会議)	管理職・生活支援部リー ダー・事務部	随時	施設の運営方針の決定、業務 の課題の抽出と対応策の検討 児童の方針の決定
職員会議	全職員	月1回 (第1週)	連絡・決定事項の共有と課題 の協議
施設・学校運営 会議	施設長・生活支援部 保健室・事務部・教育委 員会・学校教頭	月1回 (第3水曜)	施設・学校の情報の共有と運 営課題の検討
施設・学校連絡 会議	生活支援部・学校教諭	月1回 (第1水曜)	児童への指導・支援情報の共 有と協議
ケースカンファ レンス	施設長・生活支援部 学校教諭・保健室・関係 機関	入所1週間、1ヶ月、 3ヶ月、6ヶ月、以降 6ヶ月毎のカンファレンス等)	入所児の個別処遇の検討
リーダー会議	管理職・生活支援部リー ダー	月2回 (第1・3週)	生活支援部の方針、フロア間 課題の調整と協議
フロア会議	管理職・生活支援部	各フロア月2回	フロア内の課題協議と児童の 支援指針の共有
施設内受け入れ 検討会	管理職・生活支援部リー ダー	随時	新規入所児童の受け入れの検 討
情報交換会	管理職・生活支援部リー ダー、医師、分校教頭他	随時	入所児童の情報提供への疑義 照会
食育会議	管理職・生活支援部 事務部・栄養課	月1回 (第1週)	食育の向上のための協議
保健会議	管理職・生活支援部 看護師・事務部	月1回 (第1週)	児童の体調の管理、服薬等の 管理、看護と生活の連携の協 議
防災委員会	管理職・生活支援部 事務部	月1回 (第3木曜)	防火管理と対策の推進
苦情解決委員会	苦情解決委員、責任者、 受付担当者	随時	苦情の受付と解決策の検討
感染症対策・事 故防止委員会	管理職・生活支援部・事 務部	月1回	感染症対策・事故防止の報告 と防止策の協議と検討
教育研修委員会	管理職・生活支援部	月1回	職員研修の管理・運営

4. 年間事業計画

① 年間行事計画

※ 斜字；学校行事

月	行 事 名
4	・お花見 ・始業式 ・入学式
5	・端午の節句 ・自然館施設外出 ・昼食外食 ・公園外出 ・体験学習 (神社まで歩こう)
6	・ハイキング ・全校遠足 ・ブルーベリー狩り ・本校プール
7	・七夕 ・こどもの家夏祭り ・法人夏祭り ・市民プール外出 ・水鉄砲大会 ・かき氷作り ・映画観賞会 ・老人ホーム七夕訪問 ・本校プール
8	・夏宿泊イベント ・バーベキュー ・映画鑑賞 ・市民プール外出 ・水鉄砲遊び ・かき氷作り ・国際医療福祉大学キッズスクール ・全校集会
9	・ハイキング ・敬老の日老人ホーム慰問 ・体験学習 修学旅行
10	・ウォークラリー ・招待行事 ・昼食外食 ・市民プール外出 ・大学祭見学 ・秋外出イベント ・運動会 ・前期終業式 ・後期始業式 ・校外体験学習
11	・近隣マラソン大会参加 ・観劇 (クリスマスチャリティコンサート) ・ボウリング会 ・近隣マラソン大会 ・おにぎり作ろう ・体験学習 ・金田地区文化祭作品展示
12	・クリスマス会 ・もちつき会 ・観劇 ・映画観賞会 ・老人ホームクリスマス訪問 ・全校集会
1	・初詣 ・凧あげ ・映画鑑賞 ・文化祭作品製作 ・スケート外出 ・全校集会 ・トンボ団子作り
2	・節分 ・栃木県児童福祉施設文化祭 ・立志式 ・校外学習
3	・ひな祭り ・昼食外食 ・退所、進級を祝う会 ・卒業生を祝う会 ・分校卒業式 ・修了式
随時	・誕生会、 ・調理実習 (お菓子等) ・食事作り ・フロア外出 ・図書館外出 ・担当外出 (担当児童と担当職員との外出) ・卒業生担当外出
毎月	避難訓練

② 入所計画

		入所児童数			通所児童数			備 考
		小学生	中学生	計	小学生	中学生	計	
平成 22 年度	上期	4	2	6	0	0	0	開設時：小学生 2 名・中学生 1 名
	下期	10	4	14	2	0	2	
平成 23 年度	上期	16	6	22	2	1	3	
	下期	19	8	27	3	2	5	
平成 24 年度	上期	17	6	23	3	3	6	
	下期	19	8	27	4	3	7	
平成 25 年度	上期	13	12	25	2	2	4	
	下期	14	13	27	4	3	7	
平成 26 年度	上期	13	10	23	2	2	4	
	下期	15	11	26	3	2	5	
平成 27 年度	上期	13	10	23	2	2	4	
	下期	15	11	26	3	2	5	
平成 28 年度	上期	16	7	23	2	2	4	
	下期	20	8	28	3	2	5	
平成 29 年度	上期	16	7	23	2	2	4	
	下期	20	8	28	3	2	5	
平成 30 年度	上期	16	7	23	2	2	4	
	下期	20	8	28	3	2	5	
2019 年度 (令和元年度)	上期	16	7	23	2	2	4	
	下期	20	9	29	3	2	5	
2020 年度 (令和 2 年度)	上期	11	13	24	1	1	2	
	下期	15	14	29	1	1	2	

③ 栄養課計画

(1) 献立の作成

栄養士が作成、発注を行っている。作成するにあたって、入所児童に対して季節感のある食事を提供できるよう献立作成を心掛ける。

【留意点】

- (ア) 食品構成に沿ったものであること。
- (イ) 入所児童の実情に適応した献立であること。
- (ウ) 毎日の食事に変化を与えるような献立であること。

以上の留意点を踏まえ、季節ごとに行事食を提供し、その季節にあるイベントに合った彩りよい献立を作成するよう心掛けている。また、入所児童の誕生日には好きなメニューとケーキを提供する。

(2) 配膳

調理終了後、短時間で配膳をし、調理の温度や味を損なわないように、冷温蔵配膳車による適温の食事を提供する。

(3) 行事食

月	行事内容	献立
4月	入学式	赤飯
5月	こどもの日	オムライス・柏餅
7月	七夕	そうめん・星のコロッケ
	土用の丑	うなぎ
8月	釜の蓋	炭酸まんじゅう
	終戦記念日	すいとん
9月	秋分の日	おはぎ
	十五夜	月見料理（ススキ等飾り、団子を作る）
10月	十三夜	月見料理（ススキ等飾り、団子を作る）
	ハロウィーン	南瓜のケーキ
11月	七五三	赤飯
12月	冬至	南瓜の煮付・ゆず
	クリスマス	ローストチキン・ケーキ
	大晦日	年越しそば
1月	元旦	おせち料理・お菓子・お菓子
	三日とろろ	とろろ芋
	七草	七草粥
2月	節分	太巻き・いわし
	初午	しもつかれ
	バレンタインデー	ハンバーグ・ハートのコロッケ・チョコレート菓子
3月	ひなまつり	ちらし寿司・ひなあられ
	ホワイトデー	マドレーヌ・マシュマロ
	春分の日	おはぎ
	卒業式	赤飯

* 入所児の誕生日に好きなメニューとケーキを出す。